

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱第4条第8項及び同条第10項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて

令和6年4月16日  
総務課長決定

## 1 趣旨

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年4月1日消費者庁長官決定。以下「交付要綱」という。）第4条第8項及び同条第10項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間について、それぞれ以下のとおり取り扱うこととする。

## 2 交付要綱第4条第8項の規定による特定給付金の取扱い

交付要綱第4条第8項の規定による特定給付金とは、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）において定義される競争的研究費として省庁等により交付される給付金とする。

## 3 交付要綱第4条第8項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

交付要綱第4条第8項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の他の用途への使用をし、又は当該他の用途への使用を共謀し、その他特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けたこと若しくは当該偽りその他不正の手段による経費の使用を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間前項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

## 4 交付要綱第4条第10項の規定による補助金を交付しないこととする期間の取扱い

交付要綱第4条第10項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、当該事業を行ったこと若しくは他の者が共同で行ったこと又は当該不正を共謀したことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が行う事業について一定期間同条第2項各号の特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。